

役員実費弁済規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆうわ会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条に基づき、理事、監事並びに評議員（以下役員等といふ。）の実費弁償について必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 理事会、評議員会に出席する役員等に対して、実費として1日当たり以下の金額を弁償することができる。

(1) 公共交通機関及びタクシー利用の場合

運賃相当額

(2) 自家用自動車利用の場合

職員通勤手当月額表の対応する距離の金額を20で除して得られた金額

2 監事が定款第18の規程により監査したときは、前項の規程を準用する

3 評議員選任解任委員及び苦情処理第三者委員が評議員選任解任委員会もしくは苦情処理第三者委員会に出席したときは、第1項の規定を準用する。

4 役員研修等理事会が特に必要と認める業務に役員等が従事したときは、当該役員等が利用する交通機関の運賃相当額を実費として弁償することができる。

(変更)

第3条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が理事会に諮つて定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年3月29日に一部改正し、同日から施行する。

この規程は、平成30年3月20日に一部改正し、同日から施行する。